

当社が加入する信用情報機関について

貸金業法に基づく指定を受けた信用情報機関

平成 22 年 3 月 11 日に、「貸金業法第 41 条の 13」に基づき、当社が加入する以下の信用情報機関が、内閣総理大臣より指定信用情報機関として指定を受けました。

つきましては、「貸金業法第 41 条の 37」に基づき、機関の名称を公表いたします。

詳細につきましては、指定信用情報機関のホームページをご覧ください。

【当社が加入する指定信用情報機関】

- 株式会社 シー・アイ・シー(C I C)
- 株式会社 日本信用情報機構(J I C C)

割賦販売法に基づく指定を受けた信用情報機関

平成 22 年 7 月 20 日に、「割賦販売法第 35 条の 3 の 36」に基づき、当社が加入する以下の信用情報機関が、経済産業大臣より指定信用情報機関として指定を受けました。

つきましては、「割賦販売法第 35 条の 3 の 58」に基づき、機関の名称を公表いたします。

詳細につきましては、指定信用情報機関のホームページをご覧ください。

【当社が加入する指定信用情報機関】

- 株式会社 シー・アイ・シー(C I C)